野田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年５月１０日

野田市長　鈴　木　　有

野田市規則第３３号

野田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

野田市印鑑条例施行規則（昭和５２年野田市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

５　条例第１０条第３項の規則で定める方法は、同項に規定する端末機に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して必要な事項を入力する方法とする。

附　則

この規則は、令和５年５月１１日から施行する。